

岩手県告示第128号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年2月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸光建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡田野畑村奥地8番地
 - ウ 代表者の氏名 三澤光雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6315号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年1月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ケイユーハウス
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町奥玉字町下68番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤敬太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第80017号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月26日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年1月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 木村土木株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町豊間根第3地割182番地16
 - ウ 代表者の氏名 木村志保子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-22）第4877号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。